

第1章 再整備事業の目的と計画対象範囲

1. 再整備事業の背景と目的

特別史跡百済寺跡(以下、百済寺跡)は、8世紀中頃に百済国王の後裔、百済王氏が交野に建立したと考えられる氏寺の跡である。昭和27年(1952)には、日本古代史における日韓文化交流の史実を徴証する遺跡であるとして特別史跡に指定され、昭和41～42年(1965～66)にかけ、文化財保護委員会補助事業として、主要堂塔基壇の地上立体表示と周囲の緑陰形成を中心とした史跡整備が実施された。

しかし、整備後40年という経年によって老朽化し、損壊や変形が全域で見られるようになったことから、公園の再整備が構想されることになり、市民生活に定着した公園のイメージを発展的に継承しつつ、多様化、深化した遺跡の保護の考え方や新しい整備の手法を取り入れた再整備の構想を目指し、平成23年度に『特別史跡百済寺跡再整備基本構想』(以下、『基本構想』という。)を策定した。

そこで、本計画は、この『基本構想』を踏まえ、再整備事業の対象となる百済寺跡の保存を図りつつ、併せて広く一般の人々にも文化財を身近なものとして理解し、親しんでもらうための活用整備にむけた基本計画を取りまとめるものである。

2. 計画対象範囲

(1) 百済寺跡の位置

百済寺跡は、大阪府枚方市中宮西之町に所在する。淀川に流れ込む天野川の右岸に広がる標高 20～50mの微高地が交野台地である。百済寺跡はその交野台地西端に位置し、付近の標高は 36m前後を測り、崖下には天野川水系は一望のもと、淀川下流域から六甲山地まで遠望できる。

京阪本線枚方市駅から東に約 1.5km、最寄り駅の京阪交野線宮之阪駅から東に約 600mの場所に位置し、周辺は住宅地が密集する市街地で、南側には一般府道 139 号枚方茨木線が通る。

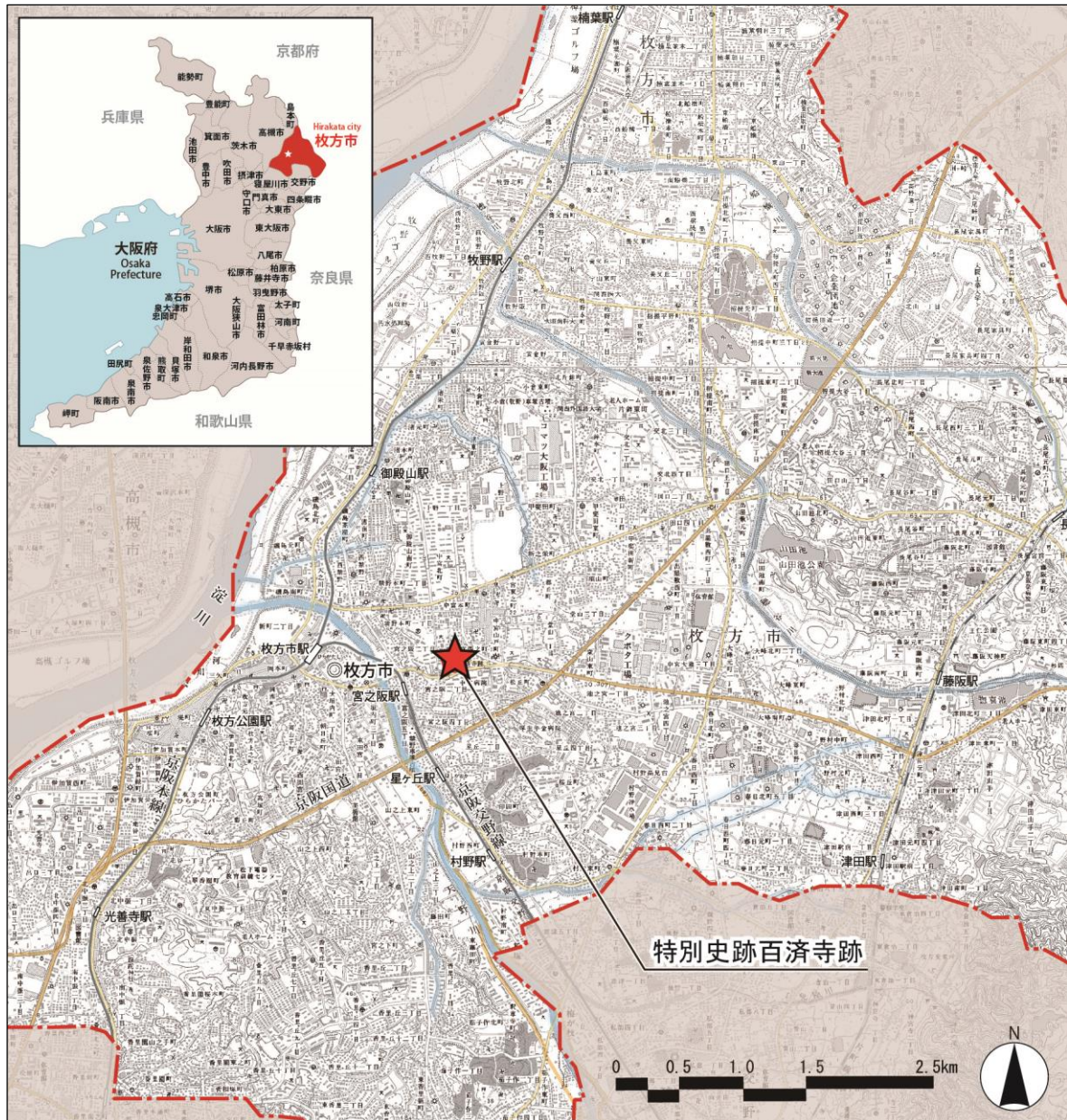


図1-1 特別史跡百済寺跡位置図

(2) 再整備事業の計画対象範囲



図1-2 計画対象範囲図

第2章 歴史環境、自然環境、社会環境

1. 歴史的環境

(1) 百濟寺の歴史

百濟寺の文献初出は、奈良時代末の延暦2年(783)に遡り、『続日本紀』延暦2年10月16日条に「百濟王等の行在所に供奉せる者一兩人に階を進め爵を加える。百濟寺に近江・播磨二国の正税各五千束を施す。」とある。これは同月14日に桓武天皇が交野に行幸した記事に関連するもので、この百濟寺が交野の百濟寺であることは疑いない。また、この記事に続けて百濟王氏一族の位階を進めているので、百濟寺は百濟王氏と密接な関係があり、百濟王氏一族の昇進と、百濟寺への正税の施入によって国家から経済基盤が与えられ官寺に準じた扱いを受けていたことがわかる。

このことは檀越の百濟王氏が天智朝以来の百濟王族としての礼遇の踏襲に加え、百濟王敬福の陸奥国での産金と献上に対する論功行賞の顕れとも理解できる。そして桓武・嵯峨天皇の交野行幸の折毎に、ここを舞台に饗応を重ね、一族の昇進にあずかるとともに外戚としての地位を高めたといい、本貫を交野に移して以後の百濟王氏の盛衰を表徴する遺跡とって過言ではない。

このような百濟王氏の繁栄も9世紀初頭を盛期とし、「百濟寺」は弘仁8年(817)の『類聚國史』における「佐為・百濟・粟倉三寺」への施入記事を最後に、「百濟王氏」も9世紀のうちには史書から姿を消していった。

(2) 既往の調査と概要

① 昭和7年(1932)、昭和40年(1965)の調査

池田谷久吉・岸本準二らによって、昭和7年7月から11月にかけて礎石や基壇周辺の部分的な発掘調査が実施された。

また、昭和40年5月から公園計画策定の資料を得ることを目的に、大阪府教育委員会が奈良国立文化財研究所の援助のもと発掘調査を実施した。

調査年	調査概要
昭和7年 発掘調査	伽藍配置形式を明らかにするための発掘調査 礎石探査や基壇周辺の部分的な発掘と寺域全体の測量によって、回廊内に東西両塔を配した薬師寺式に類似する伽藍配置を確認 調査対象：南門、中門、回廊、塔、金堂、講堂
昭和40年 発掘調査	公園計画策定の資料を得るための全面的発掘調査 南門・中門・金堂・講堂の中軸線上北方に食堂が存在すること、東面回廊東方に基壇礎石建物・東面築地大垣に東門が存在すること、南門から出た築地大垣が方一町半(160m)の寺地を囲むこと、回廊が中門から東西両塔を包み込

	<p>むように左右に廻り金堂に取りつくこと、金堂背後の中軸線上に講堂・食堂を配した独特な双塔式の伽藍配置であることを確認</p> <p>調査対象：南門・大垣、中門・回廊、東塔・西塔、金堂、講堂、北方建物、東門、東方建物、伽藍配置</p>
--	--

② 平成 16 年度以降の調査

平成 16 年度から平成 25 年度は文化庁国庫補助事業：特別史跡百済寺跡再整備事業の採択を受けて、特別史跡百済寺跡再整備検討委員協議会の指導のもと、枚方市から財団法人枚方市文化財研究調査会（平成 24 年度より、公益財団法人枚方市文化財研究調査会）に委託して発掘調査を実施した。各年度の調査対象は以下のとおりである。

調査年度	調査面積と対象
平成 16 年度	現況調査及び地形測量
平成 17 年度	350 m ² 西塔、西面回廊
平成 18 年度	320 m ² 金堂、東面回廊、中門、南門、西塔
平成 19 年度	615 m ² 西面築地大垣、北面築地大垣、西北院東方築地、掘立柱建物、礎石建物、西北院
平成 20 年度	670 m ² 北面築地大垣、北門、東面築地大垣、東北院西方築地、掘立柱建物、東北院（修理院）
平成 21 年度	536 m ² 南面築地大垣、東面築地大垣、東南院西方築地、東南院北方築地、東門、東南院と基壇礎石建物
平成 22 年度	390 m ² 南門、南面築地大垣、中門、回廊（南西隅）
平成 23 年度	650 m ² 金堂、西面築地大垣、西門、大型掘立柱建物、西北院
平成 24 年度	531.2 m ² 講堂、食堂（北方建物）、東西棟掘立柱建物、東面築地大垣
平成 25 年度	220 m ² 南面築地大垣跡西半、南面築地大垣と東南院西方築地の取り付き、北面築地大垣と西北院東方築地の取り付き、金堂講堂西方遺物包含層露出地点

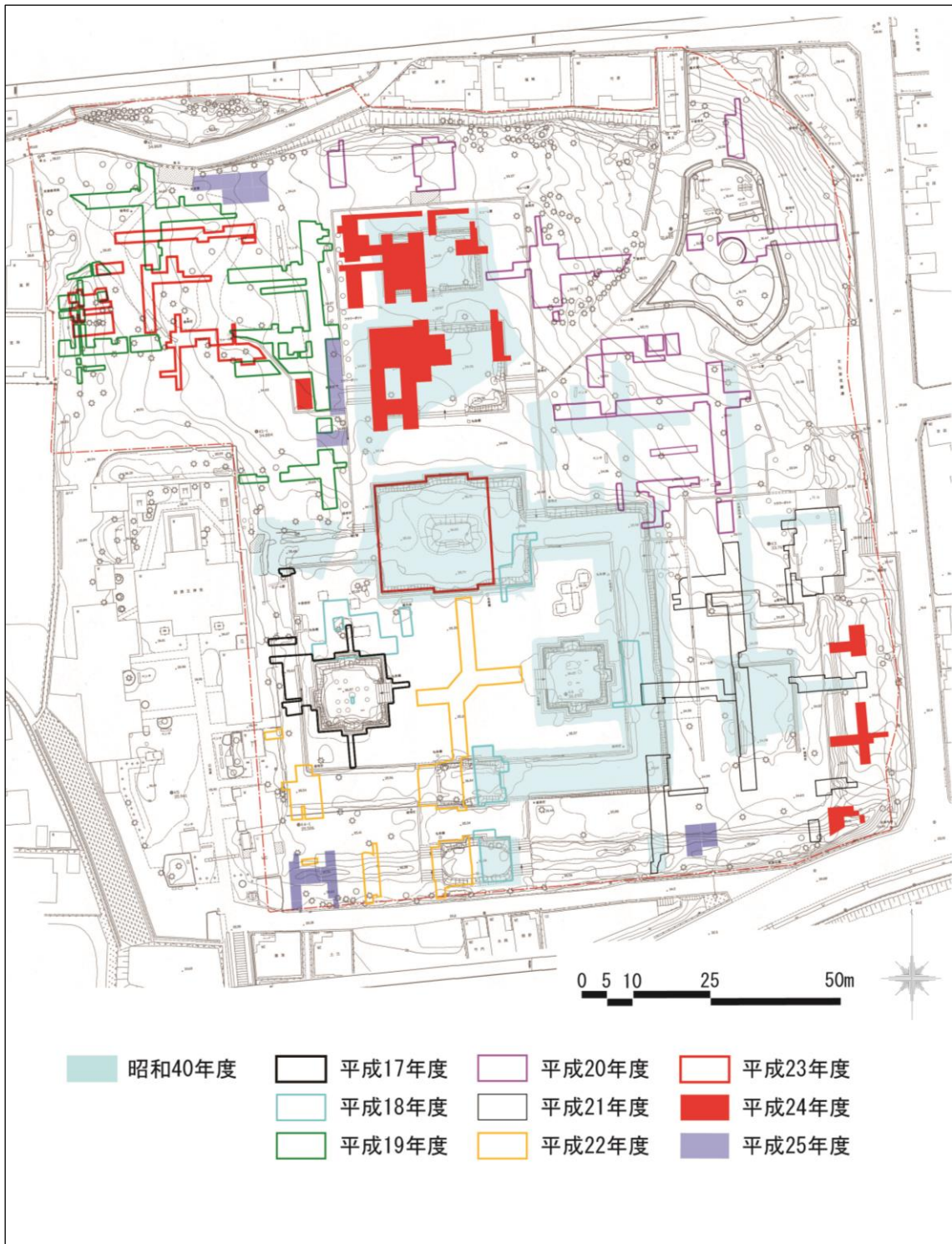


図2-1 発掘調査位置図（年度別）

(3) 周辺の文化財

百済寺跡周辺は、桓武天皇をはじめとする平安時代初期の天皇や皇族とのつながりや百済王氏の活躍した地域という歴史的背景を持ち、古代から続く豊かな歴史的環境を有している。

周辺地域における指定文化財の代表的な事例としては、国指定史跡の禁野車塚古墳や牧野車塚古墳があるほか、片埜神社には重要文化財の本殿があり、東門や南門も府指定有形文化財に指定されている。

百済寺や百済王氏と関わりの深い平安時代の歴史文化遺産としては、禁野本町遺跡、中宮ドンバ遺跡、中宮尼寺田遺跡、渚院跡、粟倉瓦窯跡、田口氏墓（仁明天皇外祖母の墓）、片埜郊祀壇跡伝承地、招提中町遺跡、九頭神遺跡、牧野阪瓦窯跡、片埜神社などがある。

以下に、百済寺跡の近隣に所在し、関連のある文化財について整理する。

<百済寺跡近隣地の文化財（図2-2中Aゾーン）>

文化財の名称	文化財の種類	概要
	所在地	
くだらであと 百済寺跡	国指定特別史跡（寺跡） 中宮西之町 4340 番	8 世紀後半～末頃建立された古代寺院跡。
くだらじいせき 百済寺遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 宮之阪 3 丁目・中宮西之町ほか	百済寺跡を中心に広がる遺跡。和同開珎を入れた 胞衣壺などが見つまっている。
くだらおうじんじゃ 百済王神社	その他 中宮西之町 1 番 68 号	百済寺跡に隣接する神社。百済寺跡の寺域の南 西部分に収まる。現本殿は「春日移し」。
きん や ほんまちいせき 禁野本町遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 市指定史跡 禁野本町・中宮北町・上野 3 丁目ほか	百済寺の中心軸に一致する道路など奈良～平安 時代の大集落を中心とする遺跡。百済王氏の居 住域であった可能性がある。
なかみやあまてらだいせき 中宮尼寺田遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 中宮山戸町・中宮東之町・中 宮西之町	奈良～平安時代の掘立柱建物が数棟発見されて いる遺跡。「尼寺田」という地名や、百済寺に近 いことから、尼寺があった可能性がある。
きんやくるまづかこふん 禁野車塚古墳	国指定史跡（古墳） 宮之阪 5 丁目 381 番地ほか	北河内地方では最大級の全長 120m の前方後円 墳。築造は古墳時代前期前半。
なかみや いけのみや 中宮・池之宮 こふんぐん 古墳群	埋蔵文化財（散布地・古墳） 中宮東之町・中宮山戸町・堂 山・須山町ほか	古墳状隆起などがみられた。（大半が消滅）
わだてら 和田寺	市指定文化財「和田寺木造薬 師如来立像」 禁野本町 2 丁目 7 番 43 号	仁和寺の末寺。明治 23 年(1890)に渚院観音寺を 移して本堂としたとされている。薬師如来立像 は、鎌倉時代に作られた。
きん や うえのこふん 禁野上野古墳	埋蔵文化財（古墳） 禁野本町 1 丁目	古墳時代後期に築かれた全長 40m の前方後円墳。
はくちづかこふん 白雉塚古墳	埋蔵文化財（古墳） 禁野本町 2 丁目	台地の端にあった直径約 30m、高さ 4 m の円墳。 横穴式石室から琥珀製棗玉、杏葉、鉄鏃などが 出土。（既に消滅）

なかみや いせき 中宮ドンバ遺跡	埋蔵文化財（集落跡・その他 の墓）	弥生時代終末～古墳時代初頭の墳丘墓のほか、 奈良時代～中世の掘立柱建物・溝などが見つ かった集落跡。
	宮之阪2・3丁目	

<百済寺跡周辺の文化財：御殿山周辺（図2-2中Bゾーン）>

文化財の名称	文化財の種類	概要
	所在地	
なぎさのいんあと 渚院跡	市指定文化財「廃渚院観音寺 鐘楼」「廃渚院観音寺梵鐘」 渚元町9番23号	平安時代の文徳天皇第一皇子惟喬親王(844～ 897)の別荘があったと伝えられる。
なぎさいせき 渚遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 渚元町・渚栄町・渚本町	弥生～古墳時代前期の2本の溝が見つかった集 落跡。
ごてんやまいせき 御殿山遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 御殿山町・渚本町・渚元町・ 上野1丁目ほか	竪穴住居・掘立柱建物・井戸・カマドなどの遺 構が見つかった弥生～江戸時代に至る集落跡。
なぎさひがしいせき 渚東遺跡	埋蔵文化財（散布地） 渚東町・上野3丁目	弥生土器が採集された散布地。

<百済寺跡周辺の文化財：小倉周辺（図2-2中Cゾーン）>

文化財の名称	文化財の種類	概要
	所在地	
まきのくるまづかこふん 牧野車塚古墳	国指定史跡（古墳） 車塚1丁目369番地ほか	周濠や外堤をともなう全長107.5mの前方後円 墳。築造は古墳時代前期後半。
まきのくるまづか 牧野車塚 こふんぐん 古墳群	埋蔵文化財（古墳） 小倉東町・小倉町・北片鉾町・ 上野3丁目	牧野車塚古墳を中心に、5～7世紀初頭まで連 綿と築造された古墳群。
いせき アゼクラ遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 小倉町・渚東町・上野3丁目	弥生時代の方形周溝墓、奈良時代～中世の掘立 柱建物・井戸・土坑墓・柱穴・溝・落ち込みな どが見つかった集落跡。
あわくらがようあと 粟倉瓦窯跡	埋蔵文化財（生産遺跡） 小倉町	平安時代・中世の瓦窯(ロストル式平窯)。現在 は公園として保存。
おぐらいせき 小倉遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 小倉町・小倉東町・上野3丁目	奈良時代～中世の集落跡。
おぐらひがしいせき 小倉東遺跡	埋蔵文化財（集落跡） 小倉東町・北片鉾町・黄金野 2丁目ほか	竪穴住居・掘立柱建物・古墳・土器棺墓・土坑 墓・溝・祭祀遺構などが見つかった弥生～古墳 時代、及び奈良～平安時代の集落跡。旧石器時 代の石器も出土。

<百済寺跡周辺の文化財：牧野周辺（図2-2中Dゾーン）>

文化財の名称	文化財の種類	概要
	所在地	
かたのじんじゃ 片埜神社	国指定重要文化財（本殿）、 府指定有形文化財（石造灯籠・ 東門・南門）	豊臣秀頼が片桐且元に命じて社殿を再建し、大坂城鬼門鎮護の社として崇敬した。
	牧野阪2丁目21番15号	
くずがみいせき 九頭神遺跡	埋蔵文化財（集落跡・社寺跡・ その他の墓） 市指定史跡	飛鳥時代後期に創建された古代寺院跡や古墳時代前期の竪穴住居、奈良時代の道路跡、平安～鎌倉時代の木棺墓などが見つかっている。
	牧野本町・東牧野町・宇山東町ほか	
しょうだいなかまちいせき 招提中町遺跡	埋蔵文化財（集落跡・その他の墓）	方形周溝墓・土器棺墓・土坑墓や竪穴住居・掘立柱建物・大溝・土坑・焼土坑などが見つかった弥生時代から中世に至る集落跡。
	招提中町1丁目・招提平野町ほか	
まきのさかこふん 牧野阪古墳	埋蔵文化財（古墳）	直径15m、高さ4m内外の円墳。 （昭和28年（1953）に消滅）
	牧野阪2丁目	
まきのさかがようあと 牧野阪瓦窯跡	埋蔵文化財（生産遺跡）	「西」などと刻印された文字瓦が出土。平安京西寺の瓦を焼いた窯の一つと考えられている。
	牧野阪2丁目	
まきのさかいせき 牧野阪遺跡	埋蔵文化財（集落跡）	16世紀以降の溝や土坑が見つかっている。片埜神社を中心に広がる集落跡。
	牧野阪2・3丁目・宇山町・ 牧野本町1丁目	

<百済寺跡周辺の文化財：田口周辺（図2-2中Eゾーン）>

文化財の名称	文化財の種類	概要
	所在地	
かたほこうしだんあと 片鉾郊祀壇跡 でんしょうち 伝承地	その他	平安時代、桓武天皇が都の南郊で祭祀を行うための土壇「郊祀壇」を設け、天帝の恩恵に感謝の祈禱をする「拝天祭祀」を行ったとされる。
	片鉾本町15番	
たぐちなかじまいせき 田口中島遺跡	埋蔵文化財（集落跡・その他の墓）	竪穴住居・掘立柱建物・溝などが見つかっている弥生時代～中世に至る集落跡。
	田口1～4丁目・交北4丁目 ほか	
たぐちしほ にんみょう 田口氏墓（仁明 てんのうがいそほ はか 天皇外祖母の墓）	その他	平安時代初期の仁明天皇の外祖母である田口姫の墓とされている。
	田口3丁目1番	
かいだしんまちいせき 甲斐田新町遺跡	埋蔵文化財（集落跡）	飛鳥～平安時代の掘立柱建物・柱穴群が見つかっている集落跡。
	甲斐田新町・甲斐田東町	
でやしきにしいせき 出屋敷西遺跡	埋蔵文化財（集落跡）	古墳～奈良時代・中世の掘立柱建物・溝・土坑・河川・動物の足跡などが見つかっている集落跡。
	出屋敷西町・中宮大池4丁目	
こうほくじょう やま 交北城の山 いせき 遺跡	埋蔵文化財（集落跡・城館跡・ その他の墓）	弥生～古墳時代の方形周溝墓・竪穴住居・掘立柱建物、平安時代～中世の城館跡が見つかっている集落跡。
	交北1～4丁目・片鉾本町・ 片鉾東町ほか	

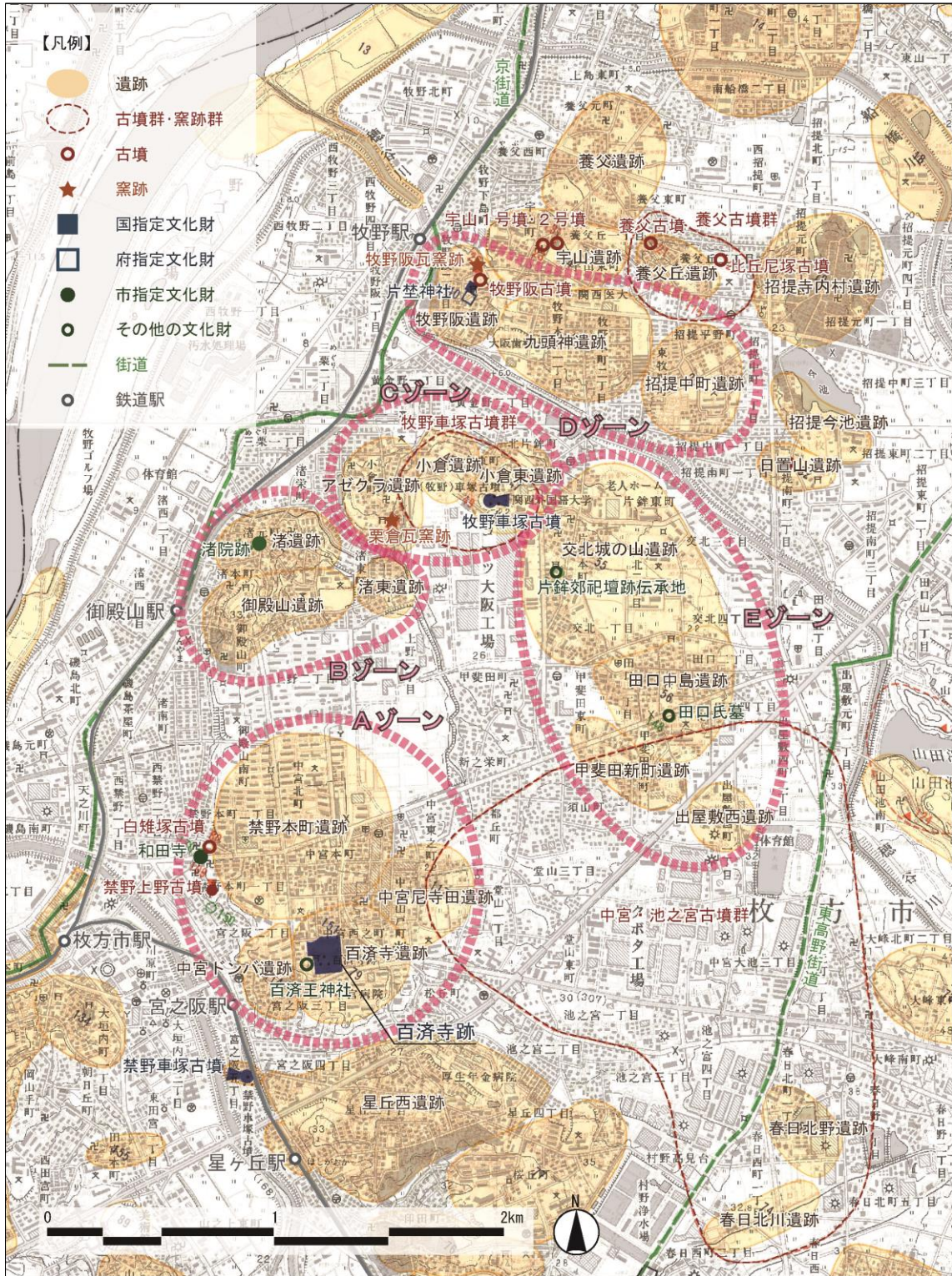


図2-2 百濟寺跡周辺の文化財分布図

2. 自然環境

(1) 地形・地質

① 地形

枚方市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置する。ほぼ三角形をなす市域は、東西 12km、南北 8.7km を測り、面積は 65.08km² である。生駒山地から続く起伏と淀川がつくる低丘陵地帯で形成され、北に向かって派生する長尾丘陵と枚方丘陵、そしてこれらに囲まれた交野台地からなる。

市の東端部、標高 100m 以上の山地地区(地形区分Ⅰ)は生駒山地から連続する山間部で、山地部に続き標高 50~100m の山麓地区(地形区分Ⅱ)の長尾丘陵が広がっている。中央の大部分は標高 20~50m の交野台地(地形区分Ⅲ)が占め、この台地を、船橋川・穂谷川・天野川が南東から北西に開折して淀川に流れ込んでいる。北東側は長尾丘陵上で京都府八幡市・京田辺市に接し、北西側は標高 10m 前後の沖積低地(地形区分Ⅳ)で、淀川によって高槻市・島本町と隔てられている。そして、南側は寝屋川市・交野市・奈良県生駒市と接して生駒山地に至る。

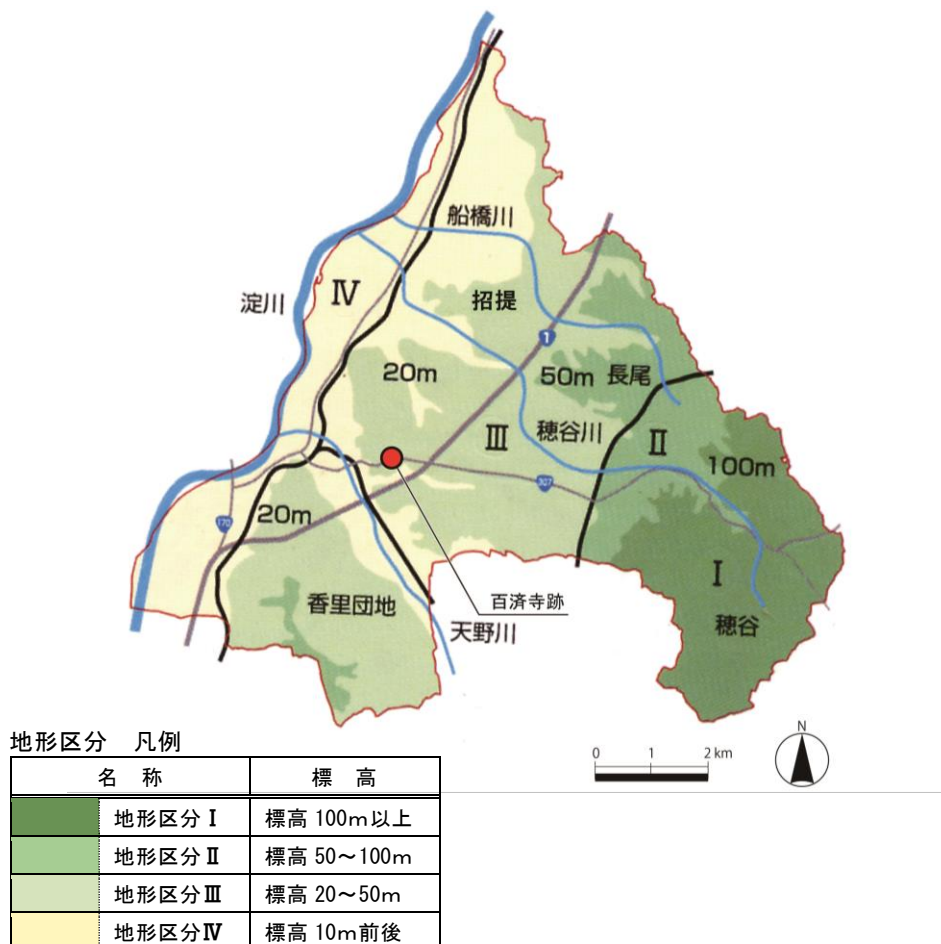
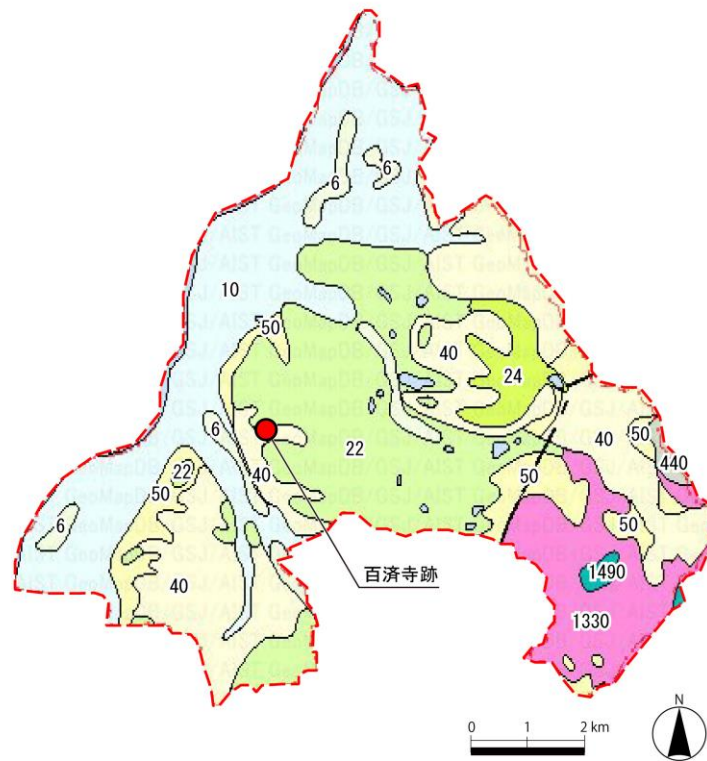


図2-3 枚方市の地形図
(『枚方市の自然2002』をもとに作成)

② 地質

百済寺跡が位置する交野台地は、海成段丘の台地である。台地の構成物質は、砂礫層と砂層粘土層(海成粘土)で、百済寺跡周辺は中生代白亜紀の堆積岩類(40)や中生代ジュラ紀の堆積岩類海成(22)からなる。



地質図 凡例

番号	地質時代			岩石区分	
6	新生代	新第三紀	鮮新世	堆積岩類	段丘-非海成-海成
10	新生代	古第三紀	漸新世	堆積岩類	段丘-非海成-海成
22	中生代	ジュラ紀	前期	堆積岩類	海成
24	中生代	三畳紀	後期	堆積岩類	海成
40	中生代	白亜紀	後期	付加コンプレックス	主として堆積岩類
50	古生代	ペルム紀		付加コンプレックス	主として堆積岩類(石灰岩)
1330	中生代	白亜紀	後期	深成岩類	珪長質
1490	中生代	白亜紀	前期	深成岩類	苦鉄質

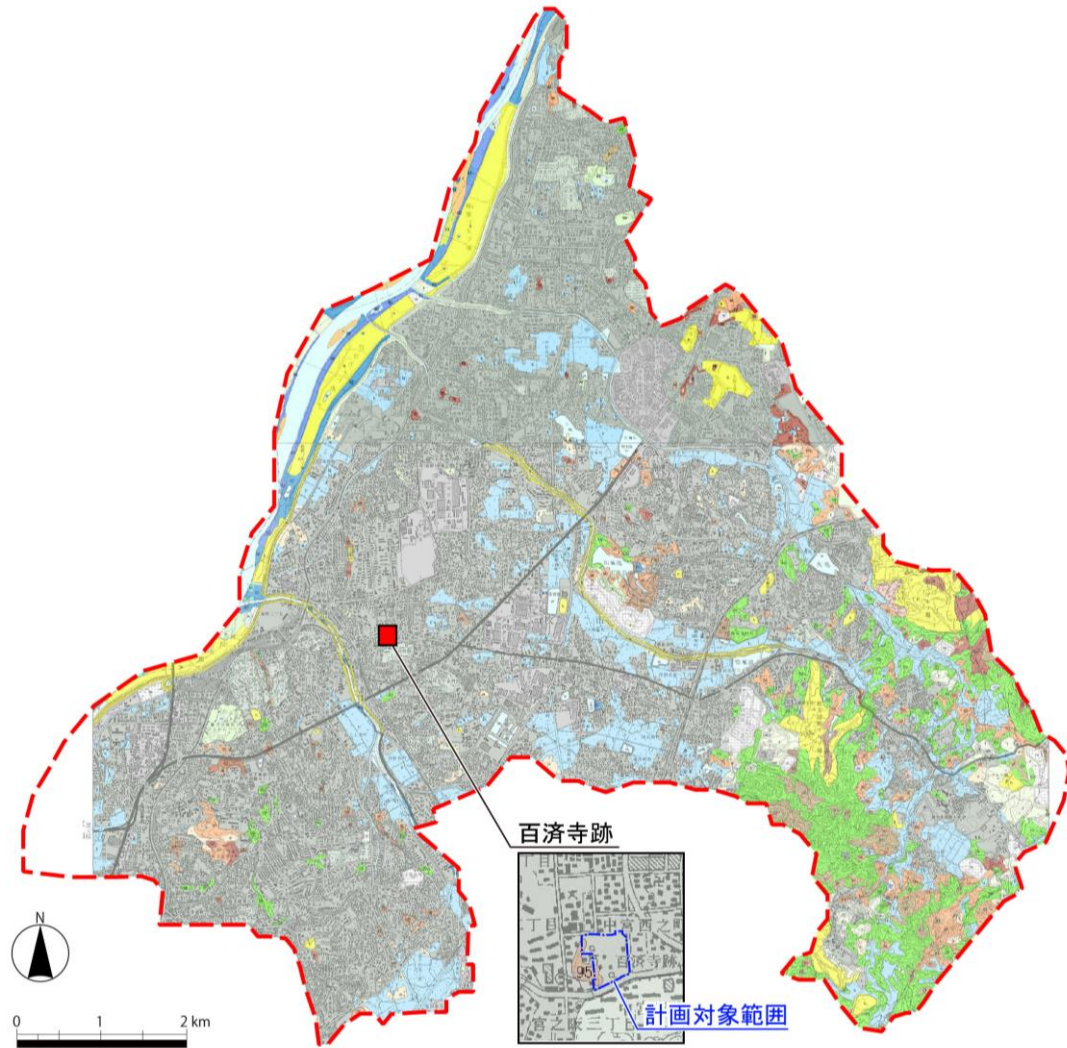
図2-4 枚方市の地質図

((独)産総研地質調査総合センター20万分の1日本シームレス地質図をもとに作成)

(2) 植生

① 市内植生図

百済寺跡周辺は市街地に位置しており、公園内の樹木や百済王神社の樹叢がまとまった樹林として確認されるが、総じて自然林・二次林・農地等の少ない地域といえる。



植生図 凡例			
凡例色	植生図凡例番号	統一凡例番号	統一凡例名
■	41.270200		アラカシ群落
■	46.271102		カナメモチーコジイ群集
■	58.300104		ケヤキムクノキ群集
■	60.320100		ヤナギ高木群落(VI)
■	66.400100		シイ・カシ二次林
■	69.410105		アハマキーコナラ群集
■	70.420102		モチツツジアカマツ群集
■	79.460000		伐採跡地群落(VII)
■	82.470400		ヨシクラス
■	85.470502		オギ群集
■	91.540100		スギ・ヒノキ・サワラ植林
■	92.540200		アカマツ植林
■	95.541000		その他植林
■	96.550000		竹林
■	h.560100		ゴルフ場・芝地
■	g.560200		牧草地
■	f.570100		路傍・空地雑草群落
■	c.570101		放棄畑雑草群落
■	e.570200		果樹園
■	a.570300		畑雑草群落
■	b.570400		水田雑草群落
■	d.570500		放棄水田雑草群落
■	k.580100		市街地
■	i.580101		緑の多い住宅地
■	p.580200		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
■	L.580300		工場地帯
■	m.580400		造成地
■	w.580600		開放水域
■	r.580700		自然裸地

図2-5 枚方市の植生図

(環境省自然環境保全基礎調査植生調査2次メッシュ情報(1/25,000植生図)をもとに作成)

② 百済寺跡の現況植生

百済寺跡公園の植生状況については、昭和 62 年度に樹木調査「樹種別クローネ面積算出書その 1～4」を実施している。

○常緑針葉樹

常緑針葉樹では、アカマツ(82本)、カイヅカイブキ(42本)、ヒノキ(22本)、クロマツ(5本)、スギ(2本)がある。クロマツとスギはすべて5m以上の高木で、アカマツやヒノキも3m以上の高木が多い。カイヅカイブキは境界部の垣根として用いられており、1～2mの高さに剪定されている。自然の老松や補植されたアカマツやクロマツは濃い緑で遺構を囲み、松の梢をわたる風は訪れる人々にありし日の七堂伽藍の面影を語りかけるように称され、ふるさと枚方らしい風景を将来に伝承していくことを目的に昭和 59 年に制定された「枚方八景」にも、「百済寺跡の松風(くだらじあとのしょうふう)」として選定されている。

○常緑広葉樹

単幹の常緑広葉樹では、アラカシ(870本)、カナメモチ(302本)、ネズミモチ(151本)の個体数が多い。当初、境栽として用いられたアラカシは870本のうち569本が樹高5m以上の高木で、クローネ全面積は約2720㎡で園内の緑陰形成の主をなしている。また、南面築地大垣部に植栽されているカナメモチ、その他の外郭に植えられたネズミモチは、ほとんどが2m以上5m未満の樹木で比較的高いが、これらは住宅地が公園の景観に影響を及ぼす危惧のある南面のみ4m以上、その他は斜面上部で樹高1m、下部で2mの刈り込み管理が必要とされている。

その他の単幹の常緑広葉樹には、ウバメカシ(88本)、トウネズミモチ(28本)、サカキ(26本)、クス(15本)、モッコク(12本)、シャシャンボ(11本)などがある。中高木の常緑広葉樹は、2m未満が約330本、2m以上5m未満が約800本、5m以上が640本で、クローネ全面積は4,500㎡で、園内に大きな緑陰をもたらしている。

比較的低木の株立ち(多幹型)の常緑広葉樹では、クチナシ(447株)、サツキ(413株)、チャノキ(368株)、ハクチョウゲ(361株)、ジンチョウゲ(131株)、ヒラドツツジ(66株)などがある。これらは遺構の表示を目的に植栽されており、『百済寺跡公園計画書案(昭和40年10月)』では0.5～0.7mにおさえて刈り込むよう示されている。しかし、クチナシは約3分の1、ジンチョウゲは約半数、ハクチョウゲはすべてが1m以上に生長している。

○落葉広葉樹

ソメイヨシノ(42本)、ヤマザクラ(9本)といった桜があり、百済寺跡公園は松の名所であるとともに、春の桜の名所としても知られている。その他、単幹の中高木の落葉広葉樹では、エノキ(7本)、ヤマモミジ(6本)、ハゼ(4本)、クサギ(3本)、コナラ(3本)などがある。

株立ち(多幹型)の落葉広葉樹ではドウダンツツジ(351株)、ハギ(18株)がある。ドウダンツツジはすべて1m以上2m未満であり、ハギは12株が2m以上で大きく生長している。

○その他

イチヨウ、トウジュロ、ユッカなどもある。

百済寺跡公園の植生は、樹種が多様で、高木の樹木が多い。これは樹木が生長した結果と考えられ、調査から20年以上が経過した現在では、樹木はさらに生長しており、史跡公園としては適切な管理が求められている。



百済寺跡公園の植生（平成17年度撮影航空写真）

3. 社会環境

(1) 関連法規制

① 文化財保護法

百済寺跡は文化財保護法における特別史跡に指定されている。よって、指定地は文化財保護法による規制を受ける。

指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化財保護法第125条(現状変更等の制限及び現状回復の命令)に基づき文化庁長官の許可が必要となる。また、「史跡名勝天然記念物を復旧しようとするとき」は、文化財保護法127条(復旧の届出等)により、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

② 都市計画法

計画対象範囲とその周辺は都市計画法における市街化区域に位置し、用途指定のほか、各種開発行為等の制限に関わる地域区分が設定されている。また、当該地は「百済寺跡公園」として、都市計画公園の特殊公園(歴史公園)に位置づけられている。

都市計画法による規制

用途指定：	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率：	60%
容積率：	200%
防火/準防火地域：	準防火地域
高度地区：	第二種高度地区



図2-6 計画対象範囲と法規制の関係図

③ 都市公園法及び枚方市都市公園条例

百済寺跡は、「百済寺跡公園」という都市公園であることから、今後の史跡の再整備に関して、都市公園法における公園施設の設置基準（建ぺい率について、公園施設として設けられる建築物の総計は、当該都市公園の敷地面積の2%を超えてはならない。など）を踏まえて行う必要がある。

また、都市公園法に基づき、枚方市では「枚方市都市公園条例」を昭和49年に制定しており、園内での行為の禁止や制限、公園移動等円滑化基準等を定めている。公園移動等円滑化基準によって、園内の広場や休憩所、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場は、高齢者や障害者等の利用に配慮した整備とすることが、以下のとおり定められている。

○公園移動等円滑化基準

移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する「特定公園施設」について、次に定めるとおりとしている。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、下記規定によらないことができる。

特定公園施設	基準
(園路及び広場) 第2条の6	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号(※)に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(2) 次条から第2条の11までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> <p>(3) 出入口、通路、階段(その踊場を含む。)及び傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、規則で定める基準に適合するものであること。</p>
(屋根付広場) 第2条の7	<p>屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(2) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。</p>
(休憩所及び管理事務所) 第2条の8	<p>休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の10第2項に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項の規定は、管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>

特定公園施設	基準
(駐車場) 第2条の9	駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数に応じ、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 上記、駐車施設は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
(便所) 第2条の10	便所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。 上記の基準のほか、便所を設ける場合は、そのうち1以上は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
(水飲場及び手洗場) 第2条の11	水飲場及び手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
(掲示板及び標識) 第2条の12	掲示板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
第2条の13	第2条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

※都市公園の出入口と屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

(2) 上位計画、関連計画

① 枚方市総合計画（平成 21 年 4 月策定）

第 4 次枚方市総合計画基本構想（平成 13 年 3 月策定）では、「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」をめざすまちの姿としている。

現在、実施中の「第 4 次枚方市総合計画第 2 期基本計画（平成 21 年 4 月策定）」では、「住みたい、住み続けたいまち」の実現をめざして、5 つの重点施策の方向を定め、「歴史や文化、芸術が息づくまち」をその 1 つに位置づけている。史跡の整備や保存など歴史や文化に関わる施策目標としては、「歴史文化遺産を保存し、活用する」ことがあり、重点施策の方向に基づき、重点的に取り組む目標としている。

具体的な取組の方向性として、貴重な歴史文化遺産の継続的な調査の実施、歴史文化遺産に関する情報発信の充実、市民の自主的な歴史文化遺産の保存・活用に関する活動の支援といった歴史文化の保存活用を掲げており、「有形・無形の歴史文化遺産の調査」・「特別史跡百済寺跡の再整備」「歴史文化遺産に関するホームページの充実」「歴史文化遺産を保存・活用する市民活動の支援」などを主な取り組みとしている。

② 枚方市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月改定）

都市計画マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市のまちづくりの基本的な方針を示すものである。

枚方市の都市計画マスタープランでは「人と自然がいきづく心ときめく都市」をコンセプトとし、「循環する都市」「成熟する都市」「住み続ける都市」「交流する都市」をめざすべき都市像としている。

都市計画マスタープランにおいて百済寺跡は、西側に淀川が流れ、京阪本線が通り、東側は国道 1 号が通り、南側は天野川を経て枚方市駅につながる利便性に富んだ「中部地域」に位置する。この中部地域の将来像は、「緑が映える段丘崖や豊かな歴史文化資源を活かし世代を超えて生活が輝くまち」をめざすものであり、将来像に向けたまちづくり方針として、芸術や枚方の歴史を感じさせる散策道の整備、段丘斜面に残る樹木の保全が挙げられている。

百済寺跡に関しては、段丘崖に位置する枚方らしい自然景観、あるいは中部地域に点在する歴史文化資産の一つとして、まちづくりにおける重要な地域資源であるという位置づけがなされている。

③ 枚方市都市景観基本計画【改訂版】（平成 25 年 11 月）

枚方市では、「枚方市都市景観基本計画」に基づき「枚方の新たな魅力をつくる」ことを目標に、「豊かな自然や歴史をまもる」「快適な地域環境をはぐくむ」「都市的な魅力をつくる」の3つの魅力づくりのテーマと、下記の基本方針を掲げ景観の形成に取り組んでいる。

- ・ 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす
- ・ 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす
- ・ 自然が息づき、人々があたたかい”ぬくもり”を感じあえる場を創る
- ・ 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む
- ・ まちの景観を乱すものを取り除く
- ・ 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む
- ・ にぎわいと風格のある都市核を創る
- ・ 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる
- ・ 四季のいろあいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する

百済寺跡の位置する「中部景観区域・坂と歴史の風景ゾーン」は、丘陵斜面地に残る樹林や百済寺跡などの歴史的拠点が点在しているという特徴があり、それらを活かし、うるおいと落ち着きのあるまちの風景をつくることを景観形成の方向としており、具体的には「歴史的価値の高い百済寺跡の活用」と「花のある坂の風景づくり」を掲げている。

「歴史的価値の高い百済寺跡の活用」の景観形成の方向は以下のとおりである。

- 「歴史的価値の高い百済寺跡の活用」
- ・ 国の特別史跡である百済寺跡を、より親しみのある歴史公園として活用します。
 - ・ 百済寺跡公園などの歴史的拠点や公園を巡る散策路の整備を図ります。
 - ・ 百済寺跡を含めた周辺地域の歴史的な景観の保全を図ります。

第3章 史跡等の概要、現状

1. 遺跡の沿革

当該地は、17世紀後半になると、百済王氏の旧跡、百済寺跡として地誌等に登場する。延宝7年(1679)の『河内鑑名所記』には「百済王の宮あり」(百済王神社)の記載とともに百済寺の伽藍址として記され、百済王神社は同じ頃の『延宝九年寺社改帳』(1681)にも「百済国王 牛頭天王相殿一社」と見える。以後、『河内志』(1733)に「百済廢寺 中宮村に在り。百済王祠廟の城内礎石尚存す。」とあるほか、『河内名所図会』(1801)にも同内容の記述があり、当該地が古くから百済寺跡として知られていたことがわかる。

昭和3年(1928)、平尾兵吾によって『大阪府史蹟名勝天然紀念物 第三輯 北河内篇』において「百済寺址」として一項が割かれているが、考古学的な取り組みについては昭和7年(1932)の池田谷久吉・岸本準二をはじめとする大阪府史蹟名勝天然紀念物保存調査會(以下、大阪府史蹟調査會)による調査を嚆矢とする。この時、礎石や基壇周辺の発掘調査が実施され、薬師寺式の伽藍配置で創建当時の主要堂塔の遺構がよく遺存していることが明らかとなった。(岸本準二他『大阪府史蹟名勝天然紀念物 第四輯 百済寺址の調査』1934)

この成果を受けて大阪府は、昭和8年(1933)に史蹟名勝天然紀念物保存法により百済寺跡を史蹟に仮指定した。さらに昭和16年(1941)には文部省によって史蹟に指定された。

そして昭和25年(1950)の新法、文化財保護法においても「史跡」として継承され、昭和27年(1952)には、百済王氏一族の氏寺で奈良時代創建当時の主要堂塔を良好に遺存する数少ない遺跡であり、百済王氏の歴史的背景と相俟って、日本古代史における日韓文化交流の史実を徴証する遺跡として特別史跡に指定された。

2. 特別史跡百済寺跡を構成する諸要素と概要

(1) 遺構

i) 伽藍地

百済寺の中心部分で、南側が堂塔院、その北に僧院が位置する。堂塔院は、中門の北に東西の塔が並び、その北に金堂を配置する。中門から東西に延びた回廊は北に折れ、矩折れして金堂にとり付く。金堂の北には講堂、さらに食堂(北方建物)が中軸線上に並び、僧院の西部分からは掘立柱建物も検出されている。

昭和40～42年に実施された環境整備事業では、主要建物の遺構は花崗岩の間知石による基壇の立体表示が行われ、その上には検出された礎石等がそのままの状態で開催され、部分的に低木植栽による建物表示も行われた。

平成17年(2005)から開始された再整備に先立つ調査では、金堂の約3分の2、講堂と食堂の位置する僧院の西側を中心に再発掘を実施している。

① 堂塔院遺構

a) 金堂

規模	<p><昭和40年度調査時の復元案> 基壇：東西28.8m(95尺)×南北18.6m(62尺) 建物：桁行7間21m(70尺)×梁行4間12m(40尺)、柱間3.0m(10尺等間)、入母屋 須弥壇：3間9.0m(30尺)×2間6.0m(20尺)</p> <p><平成23年度調査時の復元案> 基壇：東西25.8m(86尺)×南北19.2m(64尺) 建物：7間21m(70尺)×4間12m(40尺)、切妻 基壇端までの距離：入側3.6m(12尺)、妻側2.4m(8尺)、特異な身舎の柱配置</p>
遺構	<p>基壇：埴敷の上に瓦積基壇(周辺に多量の瓦堆積あり)。基壇築成土は2層に分かれ、下層は築成されているが、上層は瓦片を含む厚い盛土。 基壇高：正面60cm、背面100cm(金堂周囲の地盤面は背面が40cm程低い)。 礎石：柱座未加工の自然石5基、他に根石を発見。 須弥壇：周縁は埴敷。改修の痕跡あり。基壇中央から北に0.3m程ずれている。</p> <p><平成18年度調査> ・基壇上では、昭和40年度調査で復元した礎石位置に相当しないところで、根石状に礫石が発見されており、創建当初の平面は異なっていた可能性がある。</p> <p><平成23年度調査> ・金堂礎石下に基壇外装と同じ埴及び百済寺所用瓦が充填されていることが確認され、金堂は再建時のものと考えられる。 ・須弥壇の周縁に埴列が検出されたが、前面では2カ所で見つかっており、須弥壇にも拡張の跡が認められる。 ・須弥壇北東辺から青銅製押出仏及びこれと重なるように下から漆皮製品を検出。金堂再建時の須弥壇構築に際し、鎮壇具の一部として埋納された可能性がある。</p>

発掘調査	昭和7年度、昭和40年度、平成18年度(東南部分から北面回廊東半にかけて再発掘)、平成23年度(金堂の西側3分の2部分について再発掘)
------	---

b) 東塔

位置	西塔との心々距離 42.4m程(140尺)
規模	基壇：南北 12.3m(40尺)×東西 12.3m(40尺) 建物：3間×3間、中央間 2m(6尺7寸)、両端間 1.7m(5尺6寸) 階段：4面
遺構	基壇高：1.2m(4尺) 礎石：四天柱礎 2基、側柱礎石 3基…計 5基(花崗岩) 延石：幅 35cm 前後、厚さ 15~18cm 程度、長さ 1.0m 前後(凝灰岩の角材) <昭和40年度調査> ・南階段では、端に階段耳石がとりつく仕口の残る凝灰岩切石が発見されている。 ・延石の上に、耳石の仕口のある切石と同じ6寸ほどの地覆をめぐらした壇正積基壇が存在したと推測される。
発掘調査	昭和7年度、昭和40年度

c) 西塔

規模	基壇：南北 12.3m(40尺)×東西 12.3m(40尺)(延石外法) 建物：3間×3間、 階段：幅 3.3m、1.0mの出(延石外法)。四面の中央部に位置する。
遺構	基壇：壇正積基壇。基壇築成は、掘り込み地業という工法を採り、約 30cm 掘り込みした後、3.0~5.0cm の層厚で版築を行っている。 基壇高：1.3m(延石上面から心礎柱座下端までの高さ) 礎石：心礎・四天柱礎石 2基・側柱礎石 7基…計 10基(すべて加工された花崗閃緑岩) 延石：幅 36cm、高さ 15cm、長さ 1.0m 前後の長方形に加工した板石 心礎：柱座径約 96cm、中央出柄径 27cm・高さ 6.0cm、石全体高さ 100cm 超 四天柱・側柱礎石：柱座径 72cm、出柄径 18cm・高さ 3.0cm <平成17年度調査> ・巨木と化したクスの根が延伸し、凝灰岩延石も根に接する部分がひび割れするなど、かなり傷んでいる。 ・延石上端の標高は T.P. +35.1m 前後であることから、創建当初の西塔四周の地盤高は T.P. +35m 前後と考えられる。
発掘調査	昭和7年度、平成17年度、平成18年度(昭和7年度の大府府史蹟調査会の調査時の舎利孔確認用小トレンチ跡を利用して西塔基壇の築成状況を確認)

d) 中門

位置	南門との心々距離は 17.6m 程 (58 尺)
規模	基壇：東西 14.4m (48 尺) × 南北 9.0m (30 尺) (回廊との取り付け溝からの想定) 建物：桁行 3 間 (中央間 4.2m (14 尺)、両端間 3.0m (10 尺)) × 梁行 2 間 2.7m (9 尺等間)、三間一戸形式の八脚門 基壇端までの距離：軒の出 1.8m (6 尺)、妻側に 2.1m (7 尺)
遺構	基壇高：60cm 前後 (礎石柱座面までの高さ) 礎石：3 基、花崗岩、柱座径約 50cm (西妻側棟柱の礎石)、柱座径 55cm 内外 (東妻側北東隅と棟柱の礎石)、柱座面の標高 T. P. +35.73~35.78m 根石：2 カ所で発見 (昭和 40 年度の調査で確認。南東隅柱の根石は昭和 41~42 年の整備工事で消失) <昭和 40 年度調査> ・基壇南辺はすでに削平、北辺は土壇として残る。 <平成 18 年度調査> ・基壇北側の破壊、礎石据付根石の散逸、基壇検出面でのキャタピラー痕跡等、昭和 41~42 年の整備工事による遺構の毀損が顕著であった。
発掘調査	昭和 40 年度、平成 18 年度 (東半)、平成 22 年度 (西半)

e) 回廊

位置	中門から発して東西両塔を囲み、金堂両端にとりつく
規模	基壇：幅 6.9m (23 尺) (側溝間の距離から推定) 建物：東面・西面桁行 3.45m (11 尺 5 寸) × 梁行 3.3m (11 尺) (東面・西面回廊の柱間：15 間) 南面桁行 3.3m × 梁行 3.45m (南面回廊 (中門から隅まで) の柱間：9 間)
遺構	基壇：北面回廊－瓦積基壇 (改修時のものの可能性) 礎石：花崗閃緑岩製 5 基 (東半部)、24 基 (西半部)、柱座径 50cm 前後と 40 cm 前後の 2 種類あり。柱座面の標高 T. P. +35.17~35.25m 側溝：西面回廊－東西両外側約 1.8m 離れた場所で検出。 南面回廊－平行して走る排水路あり。 復元状況 ・東面回廊と西面回廊の柱間が、南北端からそれぞれ 15 間に割り付けて復元されている。 <昭和 40 年度調査> ・南面回廊の礎石抜取穴に凝灰岩片が混入するものがあり、回廊基壇の外に凝灰岩片が散乱している場所があることから、当初の回廊基壇は凝灰岩切石積と考えられる。 <平成 17 年度調査> ・西面回廊は地山削平面に据付穴を掘り込み、礎石を据えたもので、掘形の間隙は土砂とともに花崗岩塊や平瓦片で充填されていた。また、雨落ち痕跡と考えられる遺構を検出しており、基壇外装を伴わない簡単な構造と考

	<p>えられる。礎石は西塔と同様に閃緑岩製で径約 50cm を測り、中央に径 12cm、高さ 3.0cm ほどの出柄を造り出したもので丁寧に加工されている。</p> <p><平成 18 年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東面回廊は基壇が 20～30cm の築成土からなり、礎石据付穴内に根石は皆無であるなど西面回廊との施工の違いが認められる。 ・昭和 40 年度調査時の土層観察用畦の南に接して検出した土坑から、瓦類と共に青銅片が出土した。 <p><平成 22 年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西面回廊の東側溝はまっすぐ南進し、南面回廊を横断して回廊外側に及んでいた。これは堂塔院内の雨水排水用の回廊床下の暗渠施設と考えられる。 ・南面回廊南端は 1.8m 外側に想定されるが、回廊に平行して走る排水路の北側の肩部が大きく浸蝕を受けており、明確にできなかった。
発掘調査	昭和 7 年度、昭和 40 年度、平成 17 年度(西面回廊)、平成 18 年度(東面回廊)、平成 22 年度(回廊南西隅)

② 僧院遺構

a) 講堂

位置	金堂の北 15m
規模	<p>基壇：東西約 25.8m (86 尺)×南北約 15m (50 尺)。</p> <p>建物：桁行 7 間 21m (70 尺) (中央間 3.6m (12 尺)、両端間 2.7m (9 尺)、その他 3.0m (10 尺等間))×梁行 4 間 12m (40 尺) (前面庇 3.3m (11 尺)、身舎 2 間 3.0m (10 尺)、背面庇 2.7m (9 尺))</p>
遺構	<p>基壇：瓦積基壇。基壇築成は、西半は周囲の地山を削り出し、その上に土を積み上げている。</p> <p>基壇残存高：正面 30cm、背面 50cm (地盤高が北に向かって下がる)</p> <p>礎石：すべて消失</p> <p><昭和 40 年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・背面に瓦積を残す。正面については百済王神社の参道のため東半は破壊されているが、西半では基壇に接して溝状の凹みがあり、中に瓦が散乱する。 <p><平成 24 年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・礎石位置下層の地山面が 20～30cm 程掘り下げられており、壺地業がなされていたことを確認した。 ・南東部分の積土検出面において、炭灰とともに明代の青磁碗、中国銭などが出土した。
発掘調査	昭和 7 年度、昭和 40 年度、平成 24 年度

b) 食堂 (北方建物)

位置	講堂の北 8 m
規模	<p>基壇：東西約 19.5m (65 尺)×南北約 12.3m (41 尺)</p> <p>建物：桁行 5 間 15m (50 尺) (10 尺等間)×梁行 3 間 7.8m (26 尺) (身舎 2 間 2.55m</p>

	(8.5 尺)、前面庇 2.7m(9 尺))
遺構	基壇：瓦積基壇。基壇築成は講堂と同様に西半は地山を削り出し、東半は整地層上に盛土している。 基壇残存高：正面 30cm 程、背面 90cm 程 切妻南庇(前庇)、間仕切りなし
発掘調査	昭和 40 年度、平成 24 年度

c) 掘立柱建物 (SB1201 (平成 19 年度調査 SB0701))

位置	食堂の西側
規模	建物：身舎 7 間 16.8m(56 尺)(8 尺等間)×2 間 4.8m(16 尺)(8 尺等間)、前面庇 2.7m(9 尺)、東西棟の掘立柱建物。柱掘形は一辺 80cm の方形を呈し、径 30~40 cm の柱痕跡を残す。
遺構	<平成 19 年度調査> ・柱抜取穴から土器や瓦片に混じって焼土・炭灰が出土しており、火災によって廃絶したと考えられる。 <平成 24 年度調査> ・建物東半は食堂基壇造成に際して削平されており、SB1201 は食堂に先行して建てられた。
発掘調査	平成 19 年度(掘立柱建物 SB0701)、平成 24 年度

d) 掘立柱建物 (SB1202)

位置	講堂の西方約 12m・礎石建物 SB0702 の南側
規模	建物：3 間 6.9m(23 尺)×2 間 4.2m(14 尺)、南北棟の掘立柱建物
発掘調査	平成 18 年度、平成 24 年度

e) 礎石建物 (SB0702)

位置	講堂・食堂の西方
規模	2(3)間 7.65m×6 間 14.8m、南北棟の礎石建物
遺構	礎石：3 基、柱抜取穴、他に根石を確認。 ・東側柱筋が掘立柱建物 SB1201 の西側柱筋に一部重複しており、SB1201 焼失後、整地地業を行なって建てられた。 ・講堂・食堂の西方には少なくとも二時期にわたる建物が重複しており、礎石建物 SB0702 の床面下にも掘立柱建物 SB1201 と同時に存在した建物が想定される。
発掘調査	平成 19 年度

f) 掘立柱建物 (SB0804)

位置	南北棟の掘立柱建物西側柱筋を検出。講堂・食堂西方の礎石建物 SB0702 の対称位置近くに位置
遺構	一辺 70～80cm の柱掘形 5 基 (柱間 2.3～2.4m)。 礎石建物 SB0702 と同様の性格と考えられる。整地層上面にて検出。
発掘調査	平成 20 年度

ii) 付属院地

付属院地は中心伽藍の東西に配置された築地で区画された院地で、西側には西北院、東側は東北院と東南院が置かれた。

平成 19 年度と平成 23 年度に西北院、平成 20 年度には東北院、平成 21 年度には東南院の調査が実施され、西北院では大型掘立柱建物、東北院では鑄造土坑、東南院では基壇礎石建物が検出されている。

① 西北院遺構

a) 大型掘立柱建物跡 (SB1101)

位置	北面築地大垣から約 12m
規模	建物：5 間(12.5m)×4 間(10.5m)(身舎 5 間×2 間、南北 2 面に庇) 東西棟の掘立柱建物
遺構	1 辺 1 m ほどの隅丸方形の柱掘形 13 基 <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に SB0703 として、南北柱間約 3.0m、東西柱間約 2.5m を測る建物を想定したが、平成 21 年度の調査で 5 間×4 間の大型掘立柱建物と判明。 規模・構造から西北院の中心建物で、伽藍地主要堂塔を除くと、東南院の基壇礎石建物に次ぐ規模。屋根は檜皮葺か板葺と考えられる。
発掘調査	平成 19 年度 (SB0703)、平成 23 年度

② 東北院 (修理院) 遺構

a) 冶金工房

位置	東面築地大垣の西側。鑄造土坑 SX0801 は東面築地大垣から約 10m の地点。井戸 SE0802 は東面築地大垣と鑄造土坑との間。
規模	青銅滓・鉄滓・溶銅片・鞆羽口・溶解炉壁破片を含む土層(東西 15m 以上、南北 20m 以上)
遺構	鑄造土坑：一辺 2.4m の隅丸方形で、南側に溶解炉の基礎部分と考えられる径 1 m 程の円形の黄白色粘土が堆積。 井戸：一辺 0.8m 前後の方形井戸、深さ約 2.3m を測る。
発掘調査	平成 20 年度

③ 東南院遺構

a) 基壇礎石建物 (SB0902B)

位置	東面回廊の東約 20m
規模	基壇：南北 15m 以上×東西 11.6m、南北棟の礎石建物 基壇残存高：約 60cm
遺構	礎石：柱座未加工の自然石 <昭和 40 年度調査> <ul style="list-style-type: none"> 凝灰岩による基壇外装が施されていたと考えられる。

	<p><平成 21 年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基壇築成土はほとんど残存していない。 ・残存する礎石の根固めとして、吉志部窯産と推定される軒平瓦が充填されていた。礎石据え直しに際して挿入されたと考えられる。
発掘調査	昭和 40 年度（東方建物）、平成 21 年度（基壇礎石建物 SB0902B）

iii) 四至、区画

寺域の四辺を構成する築地大垣と各辺に設けられた門で、南門、北門、東門では遺構が検出されている。

昭和40年代の環境整備事業で南門は北辺に、東門は東辺に花崗岩の間知石による基壇の立体表示が行われている。南門の東西には築地を表現した土の高まりが造られている。

平成19年度の調査で寺院地の北限と西限を画する築地の基底部を検出したことによって、百済寺の寺院地の四至が一边長約140mの正方形を呈することが明らかとなった。

① 四至に関わる遺構

ア) 門

a) 南門

位置	史跡の南端、道路に接する部分 中門から心々距離17.6mを隔てた伽藍中軸線上
規模	基壇：東西14.4m(48尺)×南北9.0m(30尺) 建物：桁行3間10.2m(中央間4.2m(14尺)、両端間3.0m(10尺))×梁行2間2.7m(9尺等間)、三間一戸形式の八脚門 基壇端までの距離：軒の出1.8m(6尺)、妻側に2.1m(7尺)
遺構	基壇高：90cm前後(礎石柱座面高からの想定)、基壇築成土の残存高は50cm前後 礎石：4基、花崗岩、柱座径約50cm 礎石据付根石あり <昭和40年度調査> ・南門の南半はすでに削平。 <平成18年度調査> ・基壇端は昭和41～42年の整備工事で消失。 ・南門の復元位置が1.4m分、北側にずれていることが判明。
発掘調査	昭和40年度、平成18年度(東半)、平成22年度(西半)

b) 東門

規模	基壇：南北7.8m前後(推定) 建物：桁行3間8.4m(28尺)(中央間3.6m(12尺)・両端間2.4m(8尺))×梁行2間4.8m(16尺)(8尺等間)、三間一戸形式の八脚門
遺構	<平成21年度調査> ・現在、東面築地大垣軸線上に、直径約55cm前後の柱座に柄を備えた礎石が10mの心々距離で露出しており、この礎石を利用して東門が復元されている。 ・最初に築地大垣が築造され、その途中で当該部分の内外に基壇土を積み足し造営されたか、築地大垣完成後に当該部分を切削し、門に改造したものと考えられる。 ・廃絶時には当該地点は門ではなく、築地もしくはそれに類する土塁であったと考えられる。 ・門基壇部の北半では、北東外方向から門中央に向けて断面「U」字形の大溝状

	に挟まれて悉く破壊されていた。また南半も棟通り以外には、基壇床面はもとより門の規模を示す状況も把握しがたい状況で、南側礎石は当初位置から移動されていたことも判明した。
発掘調査	昭和 40 年度（調査記録なし）、平成 21 年度

c) 北門（SB0801・SB0802・SB0803）

位置	北面築地大垣の伽藍中軸線上
規模	建物 SB0801：桁行 1 間 3.9m (13 尺) × 梁行 2 間 3.6m (12 尺) (6 尺等間) の東西棟の掘立柱建物、四脚門 建物 SB0802：1 間 3.9m (13 尺) × 1 間 1.8m (6 尺) の東西棟の掘立柱建物
遺構	建物 SB0801：東側親柱の掘形は一辺 0.9m、深さ 70cm を測り、柱痕跡は直径 30cm を超える。 建物 SB0802：一辺約 60cm の柱穴 4 基。側溝約幅 30cm、深さ約 10cm（雨落溝） 建物 SB0803：東妻側柱筋、2 基の柱掘形の残骸を検出。 ・北面築地大垣の両側溝が途切れる部分において、3 棟の重複する掘立柱建物を確認。 ・切り合い関係より、SB0803 が最も古く、SB0802、SB0801 の順に建て替えられた。 ・SB0803 は北東隅柱掘形が北面築地大垣北側側溝に切られていることから、北面築地大垣の築造以前のものと考えられる。
発掘調査	平成 20 年度

d) 西門

位置	西面築地大垣の北半を 3 分したうちの北側
規模	間口 3.3m (11 尺) の棟門
遺構	・当該門を潜る東西通路が大型掘立柱建物 SB1101 の軒先ラインに一致するため、SB1101 の専用通路の可能性はある。
発掘調査	平成 23 年度

イ) 築地大垣

a) 南面築地大垣

規模	基壇基底部：幅 3.3m、高さ 60cm、上面幅約 3.0m
遺構	側溝：大垣内側に幅約 1.8～3.0m、深さ 20cm 前後の浅い溝 大垣外側に幅 1.6m、深さ 30cm 前後の断面「U」字形の溝 <昭和 40 年度調査> ・大垣の幅 2.1m (7 尺)、内側の犬走り 1.5m (5 尺) (想定) ・南面は削平されている。 <平成 21 年度調査> ・南面大垣東半の復元位置が検出遺構よりも 1.5m 程北側にずれており、本来の

	位置に復元すれば、南東隅は史跡境界からはみ出て府道(一般府道 139 号枚方茨木線)敷内に及ぶことが判明。
発掘調査	昭和 40 年度、平成 21 年度、平成 22 年度

b) 東面築地大垣

規模	基壇基底部：幅約 3.0m、高さ約 60cm(築地築成土)
遺構	側溝：大垣内側に幅 1.2~1.8m、深さ 20cm 程の浅い溝 築地本体基底部：幅 1.2m、版築 <平成 21 年度調査> ・東門付近で、厚さ 5.0cm 前後の水平堆積層の重畳が高さ約 50cm に及んで観察された。 <平成 24 年度調査> ・大垣内外南東隅付近の地盤高は北に向かって低く傾斜しており、内外面ともに側溝は設けられていないことが明らかとなった。
発掘調査	平成 20 年度、平成 21 年度、平成 24 年度

c) 西面築地大垣

規模	基壇基底部：幅約 3.0m、高さ 40~50cm
遺構	側溝：大垣内側に幅約 3.0m、深さ 30cm の溝 大垣外側に幅 0.5m(西門付近は幅 1.5m)、深さ 50cm の溝 築地本体基底部：幅 2.0m弱、版築 <平成 23 年度調査> ・西門の東側で長さ 14~15m にわたって、築地大垣の屋根がずり落ちたかのような瓦群を検出。
発掘調査	平成 19 年度、平成 23 年度

d) 北面築地大垣

規模	基壇基底部：幅約 3.0m、高さは西端で約 30cm、東端で約 1.0m(うち築地築成土約 70cm)
遺構	側溝：大垣内側中央付近で幅約 1.6m、深さ約 30~40 cm、東端で幅約 3.0m、深さ約 60cm の溝 大垣外側西端で幅約 0.5m、深さ 50cm の溝 ・北面築地大垣南溝内には、軒平瓦を含めた屋瓦の流れ込みが認められた。この南溝の肩部から北へ 2.4m 程隔てたところで段をなして下がり、北溝との間に幅約 0.9m の犬走り状の平坦面が形成されていた。なお、北溝の底の高さは南溝よりも約 0.7m 低い。
発掘調査	平成 19 年度、平成 20 年度

② 区画に関わる遺構

ア) 西北院周辺

a) 西北院 東方築地

位置	西面回廊北端と北面築地大垣を結び西北院の東面を構成する南北の築地
規模	基底部：幅約 2.1m、残存高 20～30 cm
遺構	基底部両側に幅約 0.3mの雨落溝 <平成 23 年度調査> ・基底部両側に炭・灰混じりの遺物包含層が堆積しており、この層を含め、築地残存面の上面に礎石建物 SB0702 に伴う整地層が堆積していることから、SB0702 建築時には廃絶していたと考えられる。
発掘調査	平成 19 年度、平成 23 年度

b) 西北院 東門

位置	西北院東方築地の南北の中間点
遺構	・東方築地が途切れる部分があり、東門と考えられる。
発掘調査	平成 23 年度

イ) 東北院周辺

a) 東北院 西方築地（西側 SF0803）

位置	東面回廊北端と北面築地大垣を結び東北院の西面を構成する南北の築地
規模	基底部：幅約 2.0m
遺構	側溝：両側に断続的に幅 1.0～1.5m ・西北院東方築地と対をなす。 ・東北院の西限を形成。 ・北半は表土流失のため未確認。
発掘調査	平成 20 年度

b) 東北院 西方築地（東側 SF0804）

位置	SF0803 の東側 7.0m 程の位置に築造された南北の築地
規模	基底部：幅 2.8～3.0m
遺構	側溝：両側に幅広の溝 ・東北院西方築地（西側 SF0803）の廃絶後に築造。 ・東北院の南方から連続で確認できるが、中央部までは及んでいない。 ・13 世紀代まで存続。
発掘調査	平成 20 年度

ウ) 東南院周辺

a) 東南院 西方築地

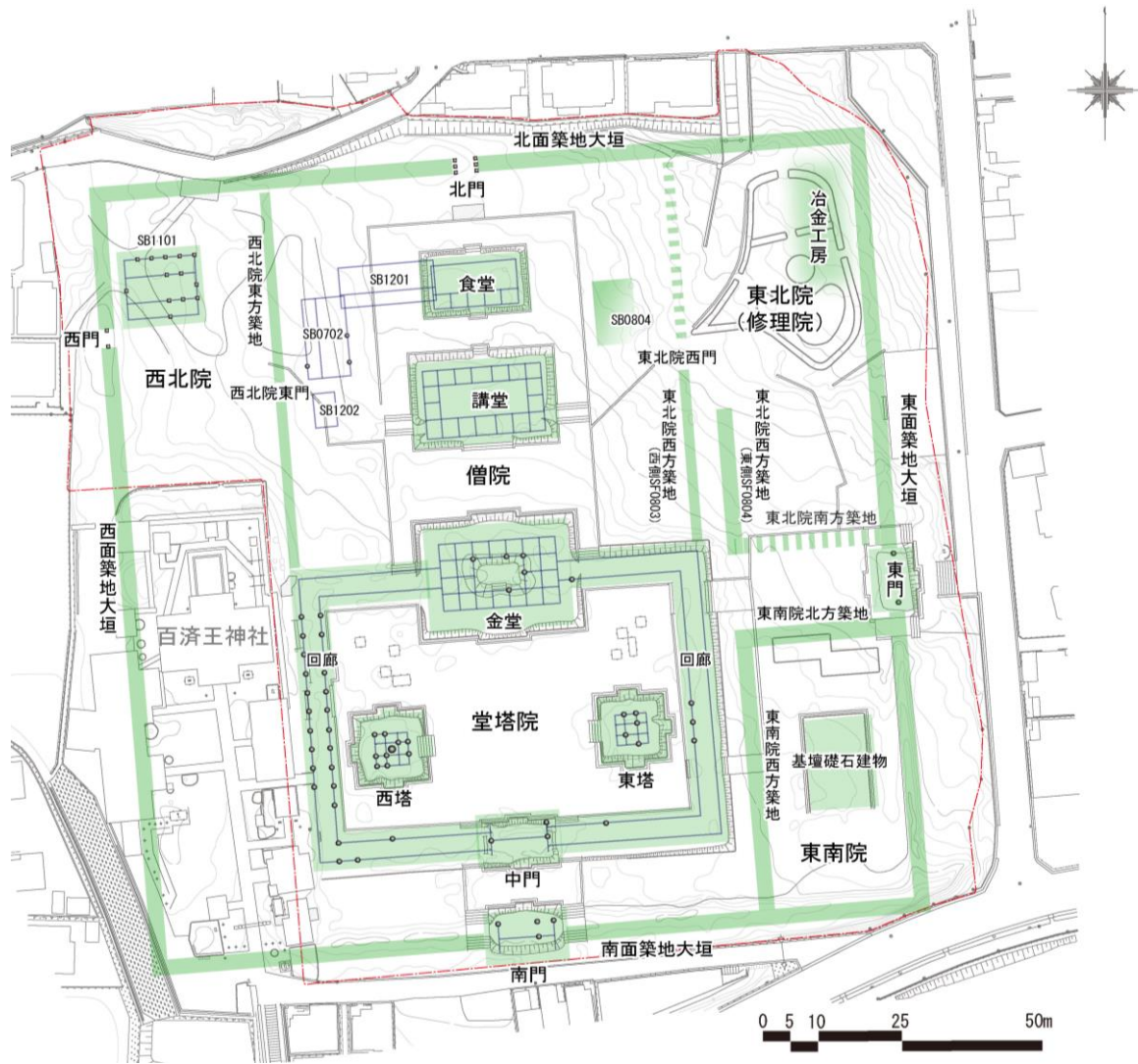
規模	基底部：幅約 3.0m、南北の長さ約 50m
遺構	側溝：両側に幅 1.0m前後、深さ 30～50cm の溝
発掘調査	平成 21 年度

b) 東南院 北方築地 (SF0902A・SF0902B)

規模	基底部：幅約 3.0m、東西の長さ約 28m
遺構	側溝：両側に 1.0～1.5m、深さ 30～50cm の溝 ・ 東門付近では築地本体が良好に遺存し、版築層も確認された。 ・ 東面築地大垣に繋がり、築造順序は東面築地大垣が先行することが確かめられた。
発掘調査	平成 21 年度

iv) 埋蔵されている遺構・遺物等

史跡指定地内は完掘していないため、未調査の部分には遺構や遺物が埋蔵されている可能性が高く、再整備や今後の維持管理の中で、新たに発見された場合には適切な保存および整備への対応が必要となる。



i) 伽藍地	①堂塔院	a) 金堂、b) 東塔、c) 西塔、d) 中門、e) 回廊	
	②僧院	a) 講堂、b) 食堂 (北方建物)、c) 掘立柱建物 (SB1201)、 d) 掘立柱建物 (SB1202)、e) 礎石建物 (SB0702)、 f) 掘立柱建物 (SB0804)	
ii) 付属院地	①東南院	a) 基壇礎石建物	
	②東北院 (修理院)	a) 冶金工房跡	
	③西北院	a) 大型掘立柱建物 (SB1101)	
iii) 四至	①四至関連	門	a) 南門、b) 東門、c) 北門、d) 西門
		築地大垣	a) 南面築地大垣、b) 東面築地大垣、 c) 北面築地大垣、d) 西面築地大垣
		西北院	a) 東方築地、b) 東門
	②区画関連	東北院	a) 西方築地 (西側 SF0803)、 b) 西方築地 (東側 SF0804)
		東南院	a) 西方築地、b) 北方築地
		東南院	a) 西方築地、b) 北方築地

図3-1 検出遺構位置図

(2) 管理活用等に関する諸要素

i) 遊具施設等

公園の北東隅にはかつて児童公園として整備された一画があり、公園施設としての遊具や管理用倉庫などが配置されている。この一帯は公園区域の中でも極端に土地が低くなっており、遺構の遺存状況は不明であるが、利活用の関係もあり調査はあまり実施されていない。

また、遊具施設は、史跡指定地内の東北院の位置にも設置されている。

- ・遊具(スベリ台、ブランコ、シーソー、円形ラダー)
- ・管理用倉庫
- ・車止め

ii) 史跡管理・公開活用施設等

文化財収蔵庫は寺域の東面築地大垣の東側に位置する建物で、百済寺跡調査の拠点であり、出土遺物の収蔵も行われている。このほか、ベンチ、案内板、名称標、フラワーポットなどの史跡の説明や公園としての活用施設などが点在する。環境整備及びその後の維持管理の中で新たに付加された要素で、遺構や史跡そのものの価値ではないが、公開活用に寄与する施設や設備として、位置や構造・規模、意匠を検討した上で再配置を検討する要素である。

- ・文化財収蔵庫
- ・ベンチ
- ・案内板
- ・名称標・史跡名標
- ・フラワーポット
- ・照明灯
- ・止水栓、量水器

iii) 造成施設等

道路境界の擁壁や石垣等、周辺より高い土地の土留め等に関わる構造物や階段、また、公園内の雨水・排水対策としての配管や側溝や敷石等、環境整備及びその後の維持管理の中で新たに付加された要素で、遺構や史跡そのものの価値ではないが、史跡指定地の保全上必要な要素である。

- ・コンクリート擁壁
- ・土留め石垣
- ・側溝、排水管(ヒューム管、塩化ビニル管)
- ・敷石
- ・石階段

iv) 植栽

修景や遺構表示を目的として公園の全域にわたって配置されているが、遺構の保存上適切でないものが多々ある。

- ・修景植栽(外周部等)

クロマツ、アカマツ、ソメイヨシノ、カシ、ナンキンハゼ

・遺構上植栽(法面植栽等)

チャ、コクチナシ、サツキ、ドウダンツツジ、ハクチョウゲ、ジンチョウゲ、アラカシ、カナメモチ

v) 道路等

史跡指定地の北西隅を欠くように走る周辺住民の生活道路であるが、道路認定はされていない。寺域全体の保存を図る上で重要な北面築地大垣に接している。

・生活道路

(3) 指定地に隣接する諸要素

i) 百済王神社

百済王神社は百済寺跡の寺域の南西部分に位置し、西面築地大垣に設けられた西門が寺域北端から百済王神社境内北端までの距離を二分する位置にあたり、百済寺に付属する区画の内に建てられた可能性がある。また、百済寺跡が現在まで保存されてきたのは、百済王神社の寄与するものが大きい。

百済王神社に関連する施設は神社境内のほかに、史跡公園の北東側に設けられた百済王神社の鳥居とコンクリート平板敷の参道がある。

- ・本殿
- ・拝殿
- ・参集殿、授与所兼社務所
- ・旧拝殿
- ・山車庫
- ・トイレ
- ・手水舎
- ・鳥居
- ・コンクリート平板敷参道 等



分類		諸要素	
管理活用等に関する諸要素	児童公園・遊具施設等	遊具(スベリ台、ブランコ、シーソー、円形ラダー) / 管理用倉庫 / 車止め	
	史跡管理・公開活用施設等	文化財収蔵庫 / ベンチ / 案内板 / 名称標・史跡名標 / フラワーポット / 照明灯 / 止水栓、量水器	
	造成施設等	コンクリート擁壁 / 土留め石垣 / 側溝、排水管(ヒューム管、塩化ビニル管) / 敷石 / 石階段	
	植栽	修景植栽(外周部等) 遺構上植栽(法面植栽等)	クロマツ、アカマツ、ソメイヨシノ、カシ、ナンキンハゼ チャ、コクチナシ、サツキ、ドウダンツツジ、ハクチョウゲ、ジンチョウゲ、アラカシ、カナメモチ
道路等	生活道路		
隣接地	百済王神社	本殿 / 拝殿 / 参集殿、授与所兼社務所 / 旧拝殿 / 山車庫 / トイレ / 手水舎 / 鳥居 / コンクリート平板敷参道 等	

図3-2 管理活用等に関する諸要素と隣接地の諸要素の位置

3. 史跡整備の経過と現状

(1) 史跡整備の経過

昭和27年(1952)の特別史跡指定後も整備の手は入れられぬまま、灌木の繁茂に任せ、立ち入りもままならぬ状況と化していた。そこで枚方市は、市民が親しむことのできる「史跡公園」と呼べるような場にすることを発案した。

これを受けた大阪府教育委員会は文化財保護委員会(現、文化庁)記念物課と協議を重ね、まずは昭和40年(1965)に公園計画策定の資料を得るための発掘調査を実施した。そして、続く42年までの2カ年をかけ、主要堂塔基壇の地上立体表示と周囲の緑陰形成を中心とする環境整備事業実施へと導いた。

整備事業は枚方市が実施し、その内容は堂塔基壇部の花崗岩切石による縁石標示、基壇周縁部の植栽、床面のアンツーカー舗装等を手法としたものである。

この事業は、市民の利用を通じて生活に潤いを与え、文化財保護に寄与することを目的として、整備された伽藍遺構からなる歴史学習の場と、緑豊かな憩いの場という二つの性格から構想された。広場や松林を配置し、南門と東門・築地大垣や東院、東西両塔を包むように金堂・中門を繋ぐ回廊からなる堂塔院、講堂・食堂等の位置や規模を地上部に立体表示で表現し、また要所には児童・生徒の見学等を想定して説明板やベンチ・トイレ等が設置された。こうして百済寺跡公園が誕生した。

枚方市は、昭和40年10月に管理団体に指定され、百済寺跡を都市計画公園(史跡公園)として位置づけ、竣工以来、公園担当部署で表面管理・植栽養生を担当してきた。その後の現

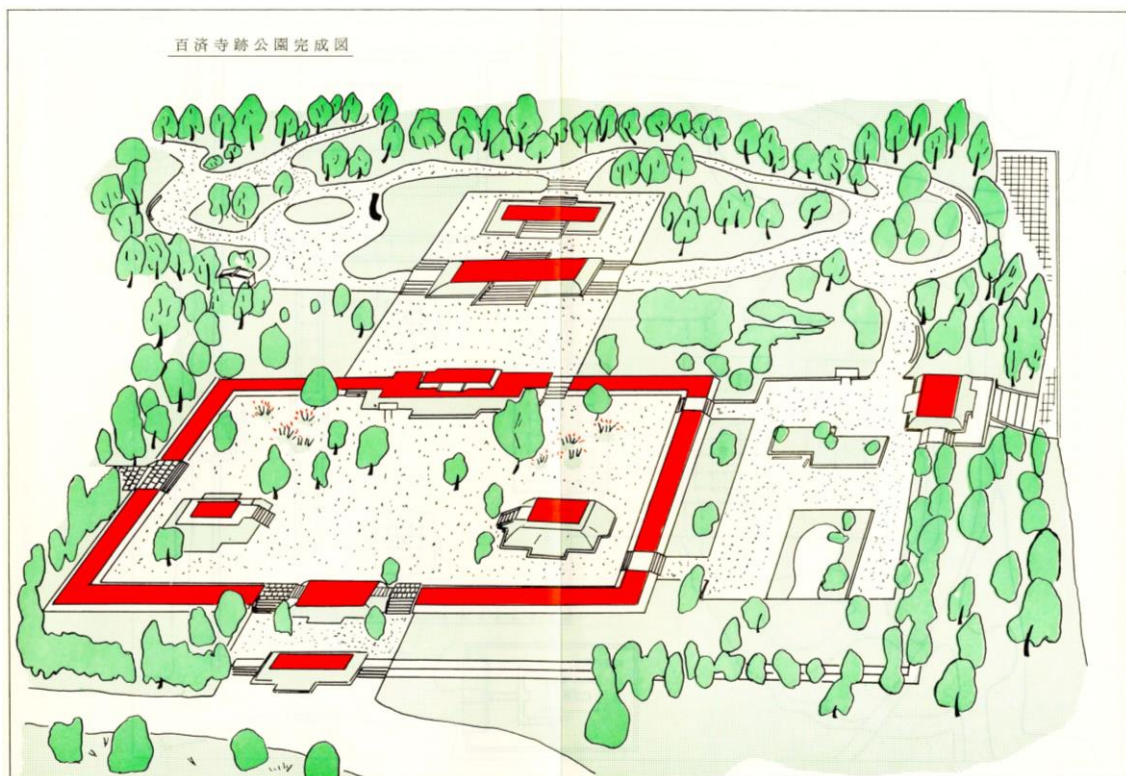


図3-3 整備のイメージパース (昭和42年)

状変更等の主なものに、文化財収蔵庫の建設[昭和 45 年(1970)]、表土流失防止のための石垣増築[平成 2 年(2000)]、整備時に講堂西方と西面回廊に接して建設されていたトイレの指定地外(神社東南隅)への移設[平成 3 年(2001)]等が挙げられる。

(2) 百済寺跡公園の現状

百済寺跡公園は京阪電車枚方市駅から徒歩圏内に位置し、閑静な住宅地に接した良好な環境にある。現在、公園の緑は順調に生育して落ち着きを醸し出している。金堂と文化財収蔵庫の間の平坦地にはマツが点在し、ほどよい緑陰を生み出している。こうしたマツの景観は、「百済寺跡の松風」として枚方八景[昭和 59 年(1984)制定]の一つに選ばれている。また、春には市内でも指折りの桜の名所として花見客で賑わいを見せる一方、普段は近隣住民の朝夕の散歩や歓談等の憩いの場として定着している。

日常的には、朝の太極拳の集まりや犬の散歩に始まり、日中は近隣の保育所園児の集団が見かけられる。さらに四季を通じて史跡巡りの人びとが訪れるほか、近年、韓国からの団体の来訪も多くなってきた。

年中行事的な活用として定着してきたものに、春の「枚方・百済フェスティバル」、秋の「観月の夕べ」がある。両者共に百済寺跡公園を会場に、地域的・文化的交流を市民の手作りで実践しており好評を得ている。

このように醸成された良好な環境と、史跡公園としての実績から、平成 18 年(2006)には「日本の歴史公園 100 選」の一つに選ばれた。

しかし、経年による老朽化が全域で見られるようになったことから、公園の再整備が構想されることになった。市民生活に定着した公園のイメージを発展的に継承しつつ、遺跡の保護の考え方や整備の手法そのものが多様化、深化してきており、先に行われた整備事業を再検証したうえで、再整備事業を進める必要がある。



百済寺跡公園のマツ（金堂北東付近から東側を見る）